

(一覽表の見方 法関係)

- 1 「許認可等一覽表」、「不利益処分一覽表」とも、関係する法令を集約するとともに、条項については、若い順に整理した。
- 2 適用除外欄は、次の例により記載した。
(例) 第25条第2項第1号 25 - 2
- 3 「許認可等一覽表」の適用除外欄は、適用除外となる処分に係る行政手続法上の根拠条項を示す。
- 4 審査基準欄、標準処理期間欄処分基準欄の意味するところは、次によることとした。(以外の公にしない項目についての問い合わせについては、次に示す理由によるものであることを教示すること。)

	何らかの審査基準を定めたもの		
審査基準欄	審査基準を定めることを要しないもの	判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であるから	ア
		許認可等の性質上、個々の申請について具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるから	イ
		全国又は都道府県に一を限って指定(認可)される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的に判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから	ウ
	当面審査基準を定めることを要しないもの	処分の先例がなく、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから	エ
処分が稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから		オ	
	標準処理期間を定めたもの		
標準	標準処理期間を定めなかったもの	標準処理期間が「法令の定め」に尽くされているから	ア
		処分等の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ない	

処 理 期 間 欄		ものであって、法令の定め以上に具体的な標準処理期間を定めることが困難であると認められるものであるから (ただし、備考欄に目安となる期間を示すものについては、イとした)	イ
		全国又は都道府県に一を限って指定(認可)される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから	ウ
		処分の先例がなく、標準処理期間を具体化することが困難であるから	エ
		処分が稀であり、標準処理期間を具体化することが困難であるから	オ
処 分 基 準 欄	処分基準を定めたもの		
	処分基準を定めないもの	判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であるから	ア
		処分等の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることが困難であると認められるものであるから	イ
		全国又は都道府県に一を限って指定(認可)される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから	ウ
		処分の先例がなく、処分基準を具体化することが困難であるから	エ
		処分が稀であり、処分基準を具体化することが困難であるから	オ
	処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれがあるため、当該基準を公にしないこととするもの	カ	

(一覽表の見方 条例関係)

- 1 「許認可等一覽表」、「不利益処分一覽表」とも、関係する条例・規則を集約するとともに、条項については、若い順に整理した。
- 2 適用除外欄は、次の例により記載した。
(例) 第25条第2項第1号 25 - 2
- 3 「許認可等一覽表」の適用除外欄は、適用除外となる処分に係る行政手続条例上の根拠条項を示す。
- 4 審査基準欄、標準処理期間欄、処分基準欄の意味するところは、次によることとした。(以外の公にしない項目についての問い合わせについては、次に示す理由によるものであることを教示すること。)

	何らかの審査基準を定めたもの		
審 査 基 準 欄	審査基準を定めることを要しないもの	判断基準が「条例・規則の定め」に尽くされている処分であるから	ア
		許認可等の性質上、個々の申請について具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例・規則の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるから	イ
		個々の申請について個別具体的に判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから	ウ
	当面審査基準を定めることを要しないもの	処分の先例がなく、審査基準を条例・規則の定め以上に具体化することが困難であるから	エ
		処分が稀であり、審査基準を条例・規則の定め以上に具体化することが困難であるから	オ
	標準処理期間を定めたもの		
標 準	標準処理期間を定めなかったもの	標準処理期間が「条例・規則の定め」に尽くされているから	ア
		処分等の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ない	

処 理 期 間 欄		ものであって、条例・規則の定め以上に具体的な標準 処理期間を定めることが困難であると認められるもの であるから	イ
		個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ない ものである上、当面行われる予定のないものである から	ウ
		処分の先例がなく、標準処理期間を具体化することが 困難であるから	エ
		処分が稀であり、標準処理期間を具体化することが困 難であるから	オ
処 分 基 準 欄	処分基準を定めたもの		
	処分基準を定め ないもの	判断基準が「条例・規則の定め」に尽くされている処 分であるから	ア
		処分等の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ない ものであって、条例・規則の定め以上に具体的な処分 基準を定めることが困難であると認められるものである から	イ
		個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ない ものである上、当面行われる予定のないものである から	ウ
		処分の先例がなく、処分基準を具体化することが困難 であるから	エ
		処分が稀であり、処分基準を具体化することが困難で あるから	オ
		処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれ があるため、当該基準を公にしないこととするもの	カ